

第3回 栗山町農業委員会総会議事録

(署名委員 3番, 4番)

開催期日 令和5年9月28日

第3回 栗山町農業委員会総会議事録

日 時 令和5年9月28日(木) 午前9時30分

場 所 栗山町役場第3会議室

委員会議長

栗山町農業委員会会長 鳥 村 正 行

書 記

栗山町農業委員会事務局 中 川 圭 太

本日の出席委員

1 番 鈴 木 正 志

2 番 田 村 俊 彦

3 番 田 村 賢 治

4 番 西 川 満

5 番 桂 一 照

6 番 柴 田 貴 浩

7 番 土 門 雅 一

8 番 松 田 とも子

10 番 長 尾 卓 也

11 番 川 崎 浩 彦

12 番 木 下 等 嗣

13 番 寺 雅 彦

14 番 吉 田 義 弘

15 番 吉 尾 由美子

16 番 大 櫛 和 矢

17 番 塚 本 政 紀

18 番 鳥 村 正 行

本日の欠席委員 なし

本日の参与員

栗山町農業委員会 事務局 長 上 野 政 則

〃 事務局主査 中 川 圭 太

〃 事務局員 山 下 倖 生

〃 事務局員 山 宮 匠 土

本日の議事日程

日程	議案番号	件名
1	会議録署名委員の指名	
2	会期の決定について	
3	諸般の報告について	
4	報告第 5 号	農地のあっせん成立について
5	報告第 6 号	農地の使用貸借契約の解約の通知について
6	議案第 16 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
7	議案第 17 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
8	議案第 18 号	土地の現況証明願いについて
9	議案第 19 号	農用地利用集積計画（案）について
10	議案第 20 号	農地のあっせんについて
11	農業団体等報告事項	

（局長）

全員ご起立願います。礼、ご着席ください。

第 3 回農業委員会総会におきます委員の出欠状況をご報告いたします。本日は、出席委員 18 名全員出席であります。

栗山町農業委員会会議規則第 10 条の規定により、本日の総会が成立していることをご報告申し上げます。会長 開会宣言お願いいたします。

（会長）

昨日から熊の出没があったと聞いております。皆様におきましては安全に十分に注意して作業して頂きたいと思います。作業でお疲れの事と思いますが、本日の総会につきましても慎重審議をお願い致します。それでは早速、総会を進めていきたいと思います。

(議長)

日程1 会議録署名委員についてですが、3番田村賢治委員、4番西川委員を指名いたします。よろしくをお願いします。

日程2 会期の決定でございますが本日1日でよろしいでしょうか。(ハイの声)

ハイという声がありましたので、本日1日といたします。

日程3 諸般の報告ですが、局長より説明いたします。

(局長)

会務報告のページをお開きください。8月30日に第1回農地部会を開催しております。9月5日から14日に栗山町議会定例会9月定例会議が開催され、鳥村会長が出席しております。9月21日に現地調査を、鈴木委員、柴田委員、寺委員で行っております。以上です。

(議長)

はい。只今、局長の方から報告がございましたけども、何か質問ございませんか。(質疑なしの声)なければ次に進みたいと思います。

日程4 報告第5号「農地のあっせん成立について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

報告第5号 農地のあっせん成立について 下記農地について、栗山町農地移動適正化あっせん基準に基づき成立したので報告する。今回は4件でございます。

番号1 申出者住所・氏名 栗山町字〇〇4番地7 〇〇〇〇、相手方住所・氏名 栗山町字〇〇248番地8 〇〇〇〇、成立年月日は令和5年9月13日でございます。対象農地につきましては、〇〇271番地5の内 地目については公簿現況ともに田、面積8,390㎡外33筆。内訳につきましては、田16筆62,849㎡、畑1筆335㎡、雑種地17筆4,797.58㎡、合計34筆67,981.58㎡となっております。売買価格につきましては、10aあたり 田〇〇〇〇〇〇〇円、畑〇〇〇〇〇〇〇円、雑種地〇〇〇〇〇〇〇円、それぞれ面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、塚本委員、寺委員でございます。

番号 2 申出者住所・氏名 栗山町字〇〇561 番地 1 〇〇〇〇、相手方住所・氏名 栗山町字〇〇592 番地 〇〇〇〇株式会社 代表取締役〇〇〇〇、成立年月日は令和 5 年 9 月 15 日でございます。対象農地につきましては、〇〇547 番地 2 地目については公簿が宅地、現況が畑、面積 1,496.40 m²外 3 筆。内訳につきましては、田 1 筆 19 m²、畑 2 筆 1,677.40 m²、雑種地 1 筆 481 m²、合計 4 筆 2,177.40 m²でございます。売買価格につきましては、10a あたり 田〇〇〇〇〇〇円、畑〇〇〇〇〇〇円、雑種地〇〇〇〇〇〇円、それぞれ面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、桂委員、木下委員でございます。

番号 3 申出者住所・氏名 栗山町字〇〇258 番地 有限会社〇〇〇〇 取締役〇〇〇〇、相手方住所・氏名 栗山町字〇〇300 番地 1 農事組合法人〇〇〇〇 代表理事〇〇〇〇、成立年月日は令和 5 年 9 月 4 日でございます。対象農地につきましては、〇〇230 番地 地目については公簿が畑、現況が田、面積 360 m²外 5 筆。内訳につきましては、田 4 筆 3,253 m²、畑 2 筆 22,795 m²、合計 6 筆 26,048 m²でございます。売買価格につきましては、10a あたり 田〇〇〇〇〇〇円、田〇〇〇〇〇〇円、畑〇〇〇〇〇〇円、それぞれ面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、長尾委員、鈴木委員でございます。

番号 4 申出者住所・氏名 栗山町〇〇132 番地 49 〇〇〇〇、相手方住所・氏名 栗山町字〇〇139 番地 1 〇〇〇〇、成立年月日は令和 5 年 9 月 15 日でございます。対象農地につきましては、〇〇168 番地 11 地目については公簿が畑、現況が田、面積 14,204 m²外 8 筆。内訳につきましては、田 7 筆 46,260 m²、雑種地 1 筆 445 m²、用悪水路 1 筆 171 m²、合計 9 筆 46,876 m²でございます。売買価格につきましては、10a あたり 田〇〇〇〇〇〇円、田〇〇〇〇〇〇円、雑種地〇〇〇〇〇〇円、用悪水路〇〇〇〇〇〇円、それぞれ面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、田村俊彦委員、柴田委員でございます。

(議長)

はい。只今、事務局から説明がありましたが、何か質問等があればお受けいたしますけども、ございませんか。(質疑なしの声)
なければ報告でございますので、次に進みます。

日程 5 報告第 6 号「農地の使用貸借契約の解約の通知について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

報告第 6 号 農地の使用貸借契約の解約の通知について 下記の農地にかかる使用貸借契約の解約について通知があったので報告する。今回は 1 件でございます。

番号 1 所在 ○○69 番地 7 地目につきましては、公簿・現況ともに田、面積 1,201 m²外 11 筆。内訳につきましては、田 10 筆 18,946 m²、畑 2 筆 1,549 m²、合計 12 筆 20,495 m²でございます。利用状況は水田及び普通畑、契約内容 使用貸借、契約年月日は令和 5 年 3 月 31 日、契約期間は令和 5 年 3 月 31 日から令和 5 年 11 月 30 日。解約通知日は令和 5 年 9 月 11 日。通知者につきましては、賃貸人 ○○市○○3 丁目 22 番 120-467 号 ○○○○、賃借人 栗山町字○○94 番地 株式会社○○○○ 代表取締役 ○○○○でございます。以上です。

(議長)

はい。只今、事務局から説明がありましたが、何か質問等があればお受けいたしますけども、ございませんか。(質疑なしの声)
なければ報告でございますので、次に進みます。

日程 6 議案第 16 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

議案第 16 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について 下記の農地にかかる賃貸借の解約の申し入れ(合意による解約)について農地法第 18 条第 6 項の規定により通知があったので解約の可否について意見を諮う。今回は 1 件でございます。

番号 1 所在 ○○72 番地 7 地目につきましては、公簿・現況ともに畑、面積 2,257 m²外 4 筆。全筆畑でございまして 5 筆合計 36,011 m²でございます。利用状況は普通畑、契約内容 賃貸借、契約年月日は平成 28 年 11 月 30 日、契約期間は平成 28 年 11 月 30 日から令和 8 年 11 月 30 日となっております。解約通知日は令和 5 年 9 月 11 日。通知者につきましては、賃貸人 ○○市○○3 丁目 22 番 120-467 号 ○○○○、賃借人 栗山町字○○40 番地 7 ○○○○でございます。

(議長)

はい。事務局の説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。
なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは議案第 16 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」原案に賛成の方の挙手を求めます。

―全員挙手― よって議案第 16 号は原案どおり決定いたします。

日程 7 議案第 17 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第 17 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 下記の農地について、所有権移転による許可申請があったので、許可の可否について意見を諮う。今回は、所有権移転 1 件でございます。

番号 1 所在 ○○167 番地 11 地目につきましては、公簿・現況ともに畑、面積 395 m²外 7 筆。内訳につきましては、田 3 筆 16,090 m²、畑 5 筆 4,185 m²、合計 8 筆 20,275 m²でございます。譲渡人 栗山町字○○167 番地 ○○○○、摘要といたしまして、今後耕作をする予定がない事から、申請地を売渡したい。譲受人 栗山町字○○167 番地 有限会社○○○○ 代表取締役○○○○、摘要といたしまして、経営規模を拡大したく、申請地を買い受けたいとなっております。以上です。

(議長)

はい。只今、事務局より説明がありましたが、現地調査を行っておりますので地区担当委員より報告をお願いします。

(1 番 田村俊彦)

番号 1 につきまして、譲渡人の○○○○さんが経営していた法人に対する所有権移転である事から、問題ないと思います。

(議長)

はい。事務局及び地区担当委員の説明が終わりましたので、審議したいと思います。

何か質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

議案第 17 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

―全員挙手― よって議案第 17 号は原案どおり決定いたします。

日程 8 議案第 18 号「土地の現況証明願いについて」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第 18 号 土地の現況証明願いについて 下記土地の現況について、現況地目欄記載のとおり証明願い出があったので証明の可否について意見を諮う。今回は、3 件でございます。

番号 1 所在 ○○69 番地 20 公簿地目 田、現況地目 農地外、面積 85 m² 外 1 筆。利用状況 原野、所有者及び願出人氏名 ○○市○○3 丁目 22 番 120-467 号 ○○○○、摘要といたしまして地目変更登記用となっております。

番号 2 所在 ○○11 番地 2 公簿地目 畑、現況地目 農地外、面積 2,401 m² 1 筆でございます。利用状況 山林、所有者及び願出人氏名 栗山町字○○4 番地 7 ○○○○、摘要といたしまして地目変更登記用となっております。

番号 3 所在 ○○13 番地 1 公簿地目 田、現況地目 農地外、面積 334 m² 1 筆でございます。利用状況 雑種地、所有者氏名 ○○県○○市○○区○○町 47 番地 3 ○○○○、願出人氏名 栗山町○○3 丁目 64 番地 行政書士○○○○、摘要といたしまして地目変更登記用となっております。以上です。

(議長)

はい。只今、事務局より説明がありましたが、この件につきましては現地調査を行っておりますので、現地調査班長より報告をお願いします。

(1 番 鈴木)

令和 5 年 8 月 30 日 第 2 回農業委員会総会後に提出のあった現況証明の願い出に基づき、令和 5 年 9 月 21 日に、柴田委員、寺委員、上野事務局長、中川主査、山下主事同行のもと現地調査を行いましたので、その結果を次のとおり報告いたします。

現況証明願いにつきまして、申請どおりの現況であることを、現地調査を行い、確認してきております。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

(議長)

はい。事務局及び現地調査班長の説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

議案第 18 号「土地の現況証明願いについて」原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって議案第 18 号は原案どおり決定いたします。

日程 9 議案第 19 号「農用地利用集積計画（案）について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第 19 号 農用地利用集積計画（案）について 下記農地の所有者から、農用地利用集積計画を定めた旨の申し出があったので、栗山町農業経営基盤強化促進基本構想に基づき意見を諮う。今回は、賃貸借 3 件、所有権移転 5 件の合計 8 件でございます。

整理番号 5 賃 55-1 利用権の設定を受ける者 ○○町○○824 番地 合同会社○○○○ 代表社員○○○○、利用権を設定する者 ○○市○○区○○6 丁目 1 番地 23 公益財団法人○○○○ 理事長○○○○、申出年月日は令和 5 年 9 月 14 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 ○○920 番地 1 現況地目 田、面積 8,763 m² 1 筆でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借、契約期間 令和 5 年 9 月 29 日から令和 10 年 7 月 20 日までの 4 年 10 ヶ月、借賃につきましては、売買代金に賃貸料及び諸経費それぞれ 1%を乗じまして合計○○○○○○円。借賃の支払方法につきましては、毎年 12 月 10 日までに、公益財団法人 ○○○○指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻・小麦で、構成員は男 1 人、女 1 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 5 賃 56-1 利用権の設定を受ける者 栗山町字○○310 番地 3 ○○○○、利用権を設定する者 ○○市○○区○○6 丁目 1 番地 23 公益財団法人○○○○ 理事長○○○○、申出年月日は令和 5 年 9 月 14 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 ○○443 番地 現況地目 田、面積 3,131 m² 外 1 筆。全筆田でございまして 2 筆合計 12,340 m²。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借、契約期間 令和 5 年 9 月 29 日から令和 10 年 7 月 20 日までの 4 年 10 ヶ月、借賃につきましては、売買代金に賃貸料及び諸経費それぞれ 1%を乗じまして合計○○○○○○円。借賃の支払方法につきましては、毎年 12 月 10 日までに、公益財団法人 ○○○○指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は玉葱・小麦で、構成員は男 2 人、女 4 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法

第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 5 賃 57-1 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇398 番地 〇〇〇〇、利用権を設定する者 〇〇市〇〇区〇〇6 丁目 1 番地 23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、申出年月日は令和 5 年 9 月 14 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇380 番地 1 現況地目 田、面積 16,582 m²外 2 筆。内訳につきましては、田 2 筆 55,020 m²、畑 1 筆 1,491 m²、合計 3 筆 56,511 m²。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借、契約期間 令和 5 年 9 月 29 日から令和 10 年 7 月 20 日までの 4 年 10 ヶ月、借賃につきましては、売買代金に賃貸料及び諸経費それぞれ 1%を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円。借賃の支払方法につきましては、毎年 12 月 10 日までに、公益財団法人 〇〇〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は玉葱・小麦で、世帯員は男 4 人、女 2 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 5 所 59-1 所有権の移転を受ける者 〇〇市〇〇区〇〇6 丁目 1 番地 23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、所有権を移転する者 栗山町字〇〇561 番地 1 〇〇〇〇、申出年月日は令和 5 年 9 月 15 日でございます。所有権を移転する土地につきまして、所在 〇〇550 番地 1 現況地目 畑、面積 4,990 m²外 5 筆。内訳につきましては、田 5 筆 35,432 m²、畑 1 筆 4,990 m²、合計 6 筆 40,422 m²でございます。所有権の移転の内容につきましては、利用目的 水田及び普通畑として利用、所有権移転の時期及び土地の引渡時期は令和 5 年 9 月 29 日、対価につきましては、10a あたり田〇〇〇〇〇〇〇円、畑〇〇〇〇〇〇〇円、それぞれ面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇〇円から手数料、消費税を差引きまして〇〇〇〇〇〇〇円。対価の支払方法は、〇〇〇〇〇〇〇円は支払期限までに〇〇〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。

整理番号 5 所 61-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇248 番地 8 〇〇〇〇、所有権を移転する者 栗山町字〇〇4 番地 7 〇〇〇〇、申出年月日は令和 5 年 9 月 13 日でございます。所有権を移転する土地につきまして、所在 〇〇271 番地 5 の内 現況地目 田、面積 8,390 m²外 33 筆。内訳につきましては、田 16 筆 62,849 m²、畑 1 筆 335 m²、雑種地 17 筆 4,797.58 m²、合計 34 筆 67,981.58 m²でございます。移転する所有権の内容につきましては、利用目的 水田及び普通畑として利用、所有権移転の時期及び土地の引渡し時期は令和 5 年 9 月 29 日、対価につきましては、10a あたり田〇〇〇〇〇〇〇円、畑〇〇〇〇〇〇〇円、雑種地〇〇〇〇〇〇〇円、それぞれ面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇〇円。対価の支払方法は、対価〇〇〇〇〇〇〇円は、支払期限までに〇〇〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。対価の支払期限は令和 6 年 3 月 31 日でございます。所有権の移転を受ける者の営農状況

は、主な経営作物は水稻・小麦・玉葱、世帯員は男1人女2人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号5所62-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇592番地 〇〇〇〇株式会社 代表取締役〇〇〇〇、所有権を移転する者 栗山町字〇〇561番地1 〇〇〇〇、申出年月日は令和5年9月15日でございます。所有権を移転する土地につきまして、所在 〇〇547番地2 現況地目 畑、面積1,496.40㎡外3筆。内訳につきましては、田1筆19㎡、畑2筆1,677.40㎡、雑種地1筆481㎡、合計4筆2,177.40㎡でございます。移転する所有権の内容につきましては、利用目的 水田及び普通畑として利用、所有権移転の時期及び土地の引渡し時期は令和5年9月29日、対価につきましては、10aあたり田〇〇〇〇〇〇円、畑〇〇〇〇〇〇円、雑種地〇〇〇〇〇〇円、それぞれ面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円。対価の支払方法は、対価〇〇〇〇〇〇円は、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっており、対価の支払期限は令和6年3月31日でございます。所有権の移転を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻、小麦、玉葱、構成員は男1人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も250日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号5所63-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇300番地1 農事組合法人〇〇〇〇 代表理事〇〇〇〇、所有権を移転する者 栗山町字〇〇258番地 有限会社〇〇〇〇 取締役〇〇〇〇、申出年月日は令和5年9月4日でございます。所有権を移転する土地につきまして、所在 〇〇230番地 現況地目 田、面積360㎡外5筆。内訳につきましては、田4筆3,253㎡、畑2筆22,795㎡、合計6筆26,048㎡でございます。移転する所有権の内容につきましては、利用目的 水田及び普通畑として利用、所有権移転の時期及び土地の引渡し時期は令和5年9月29日、対価につきましては、10aあたり田〇〇〇〇〇〇円、田〇〇〇〇〇〇円、畑〇〇〇〇〇〇円、それぞれ面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円。対価の支払方法は、対価〇〇〇〇〇〇円は、支払期限までに有限会社〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっており、対価の支払期限は令和6年3月31日でございます。所有権の移転を受ける者の営農状況は、主な経営作物は小麦、構成員は男2人女2人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号5所64-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇139番地1 〇〇〇〇、所有権を移転する者 栗山町〇〇132番地49 〇〇〇〇、申出年月日は令和5年9月15日でございます。所有権を移転する土地につきまして、所在 〇〇168番地11 現況地目 田、面積14,204㎡外8筆。内訳につきましては、田7筆46,260㎡、雑種地1筆445㎡、用悪水路1筆171㎡、合計9筆46,876㎡でございます。移転する所有権の内容につきましては、利用目的 水田として利用、所有権移転の時期及び土地の

引渡し時期は令和 5 年 9 月 29 日、対価につきましては、10a あたり田〇〇〇〇〇〇円、田〇〇〇〇〇〇円、雑種地〇〇〇〇〇〇円、用悪水路〇〇〇〇〇〇円、それぞれ面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円。対価の支払方法は、対価〇〇〇〇〇〇円は、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっており、対価の支払期限は令和 6 年 3 月 31 日でございます。所有権の移転を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻・小麦・大豆、世帯員は男 5 人女 2 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

(議 長)

はい。只今、事務局より賃貸借 3 件、所有権移転 5 件の説明がありましたが関係する委員さんの案件を審議したいと思います。桂委員退席願います。(桂委員退席)。

整理番号 5 賃 56-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 5 賃 56-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 5 賃 56-1 は原案どおり決定いたします。(桂委員着席)

大櫛委員退席願います。(大櫛委員退席)

整理番号 5 所 63-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 5 所 63-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 5 所 63-1 は原案どおり決定いたします。(大櫛委員着席)

整理番号 5 賃 55-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 5 賃 55-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 5 賃 55-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 5 賃 57-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 5 賃 57-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 5 賃 57-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 5 所 59-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 5 所 59-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 5 所 59-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 5 所 61-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 5 所 61-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 5 所 61-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 5 所 62-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 5 所 62-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 5 所 62-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 5 所 64-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 5 所 64-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 5 所 64-1 は原案どおり決定いたします。

日程 10 議案第 20 号「農地のあっせんについて」事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案 20 号 農地のあっせんについて 下記農地の所有者から、農地の売渡についてあっせんの申出があったので、栗山町農地移動適正化あっせん基準に基づき意見を諮う。今回の申出は 1 件でございます。

あっせん申出者 ○○市○○3 丁目 22 番 120-467 号 ○○○○ 申出年月日 令和 5 年 9 月 11 日
申出地所在 ○○69 番地 7、地目につきましては、公簿現況ともに田、面積 1,201 m²外 22 筆。内訳につきましては、田 10 筆 19,381 m²、畑 12 筆 43,722 m²、雑種地 1 筆 113 m²、合計 23 筆 63,216 m²。別紙

に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(1 番 鈴木)

〇〇さんにおかれましては、今後耕作する予定もないことから農地を売却したいということで今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に 〇〇〇〇さん、第2候補に 〇〇〇〇さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として土門委員と私で進めていきたいと思いますので、よろしくご審議お願いします。

(議長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号1について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって議案第20号はあっせんを可といたしますので、鈴木委員、土門委員よろしくお願いします。

本日の議案につきましては、これで終わりでございます。続きまして農業団体等の報告に移りたいと思います。

—各団体報告—

(議長)

次期総会の日程は10月27日金曜日 午後3時00分から、現地調査につきましては10月20日金曜日 午前9時30分から 第3班 田村俊彦委員、吉田委員、大櫛委員にお願いします。それでは本日の総会を閉会したいと思います。

(局長)

ご起立願います。礼。本日はご苦労様でした。(午前10時10分 終了)